

平成29年9月

伊那市議会定例会議案
関係資料

平成29年9月4日

平成29年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

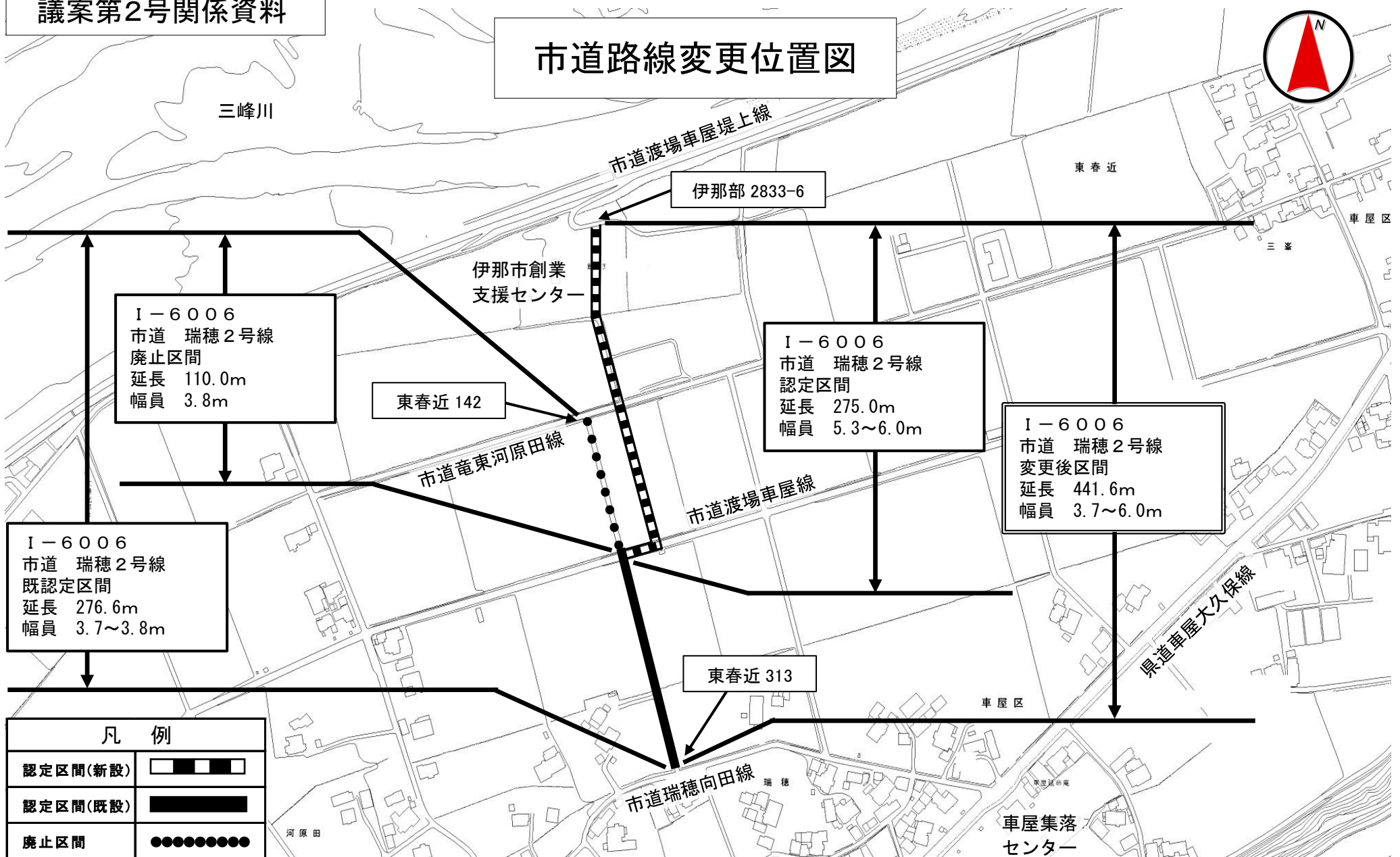
議案第1号関係資料	六道原工業団地拡張用地位置図……………	3
議案第2号関係資料	市道路線変更位置図……………	4
議案第3号関係資料	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	5
議案第4号関係資料	伊那市高齢者専用住宅条例新旧対照表……………	6
議案第5号関係資料	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表……………	7
議案第6号関係資料	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表……………	8
議案第7号関係資料	伊那市工場立地法地域準則条例参考資料……………	9
議案第8号関係資料	伊那市農業公園条例新旧対照表……………	10
議案第9号関係資料(1)	伊那市手数料徴収条例新旧対照表……………	14
議案第9号関係資料(2)	伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例参考資料……………	15
議案第9号関係資料(3)	特定用途制限地域区域図……………	16
議案第10号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表……………	17

六道原工業団地拡張用地位置図



取得用地の概要	
地番	伊那市美篤7302番1 ほか8筆
地目	宅地及び山林
地積	11,214.13㎡

市道路線変更位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

議案第3号関係資料

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 支給対象者は、療養の給付等を受けようとするときは、その都度、医療保険各法の規定に基づく被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を協力医療機関等に提示しなければならない。</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 支給対象者は、療養の給付等を受けようとするときは、その都度、医療保険各法の規定に基づく被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面（以下「被保険者証等」という。）とともに受給者証を<u>保険医療機関等又は協力医療機関等に提示しなければならない。</u></p>
<p>(支給申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>(支給申請)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが前条の規定により、保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する場合は、給付金の支給は、当該保険医療機関等に支払うことによ</u> <u>って行うことができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該受給者又は保護者に対</u> <u>する給付金の給付とみなす。</u></p>

議案第4号関係資料

伊那市高齢者専用住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(収入の申告) 第11条 略 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号） <u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。 3～4 略</p>	<p>(収入の申告) 第11条 略 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号） <u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。 3～4 略</p>

議案第5号関係資料

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。<u>以下「省令」という。</u>）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p>
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者</u>にあつては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>）をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>

議案第6号関係資料

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西箕輪公衆便所</td> <td>伊那市西箕輪6700番地2</td> </tr> <tr> <td>伊那公民館前公衆便所</td> <td>伊那市中央4962番地3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		西箕輪公衆便所	伊那市西箕輪6700番地2	伊那公民館前公衆便所	伊那市中央4962番地3	略		<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伊那公民館前公衆便所</td> <td>伊那市中央4962番地3</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		伊那公民館前公衆便所	伊那市中央4962番地3	略	
名称	位置																		
略																			
西箕輪公衆便所	伊那市西箕輪6700番地2																		
伊那公民館前公衆便所	伊那市中央4962番地3																		
略																			
名称	位置																		
略																			
伊那公民館前公衆便所	伊那市中央4962番地3																		
略																			

議案第7号関係資料

伊那市工場立地法地域準則条例参考資料

【参考】工場立地法（抜粋）

第4条の2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第1項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第9条第2項第1号において「市町村準則」という。）を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第1項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

議案第8号関係資料

伊那市農業公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																												
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。	略		<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、当該右欄に掲げる業務</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>みはらしファーム交流促進施設</td> <td>(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) <u>お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 略</p>	名称	業務	略		みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) <u>お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。</u>	略																													
名称	業務																																												
略																																													
みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。																																												
略																																													
名称	業務																																												
略																																													
みはらしファーム交流促進施設	(1) 略 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。 (3) <u>お菜洗い場の維持管理及び運営に関すること。</u>																																												
略																																													
<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開業時間</th> <th style="text-align: center;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">とれたて市場</td> <td>3月から10月 まで</td> <td rowspan="2">12月29日から翌年の 1月3日まで(以下 「年末年始」とい う。)</td> </tr> <tr> <td>11月から2月 まで</td> </tr> <tr> <td>ファームレストラン トマトの木</td> <td>午前11時から午後8時30分まで</td> <td>毎週水曜日及び年末 年始</td> </tr> <tr> <td>そばの家 名人亭</td> <td>午前11時から午後7時まで</td> <td>毎週木曜日及び年末 年始</td> </tr> <tr> <td>手作りパン工房 麦 の家</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td>毎月第1・第3火曜 日及び年末年始</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>竹・わら細工伝承館 竹の家</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> <td>毎週月・水曜日及び 年末年始</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開業時間	休業日	とれたて市場	3月から10月 まで	12月29日から翌年の 1月3日まで(以下 「年末年始」とい う。)	11月から2月 まで	ファームレストラン トマトの木	午前11時から午後8時30分まで	毎週水曜日及び年末 年始	そばの家 名人亭	午前11時から午後7時まで	毎週木曜日及び年末 年始	手作りパン工房 麦 の家	午前10時から午後5時まで	毎月第1・第3火曜 日及び年末年始	略			竹・わら細工伝承館 竹の家	午前9時から午後9時まで	毎週月・水曜日及び 年末年始	<p>(開業時間及び休業日)</p> <p>第5条 農業公園の開業時間及び休業日については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開業時間</th> <th style="text-align: center;">休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">とれたて市場</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td rowspan="2">12月29日から翌年の 1月3日まで(以下 「年末年始」とい う。)</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>ファームレストラン トマトの木</td> <td>午前11時から午後8時30分まで</td> <td>年末年始</td> </tr> <tr> <td>そばの家 名人亭</td> <td>午前11時から午後8時30分まで</td> <td>毎週木曜日及び年末 年始</td> </tr> <tr> <td>手作りパン工房 麦 の家</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td>毎週火曜日及び年末 年始</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>竹・わら細工伝承館 竹の家</td> <td>午前10時から午後4時まで</td> <td>毎週火・木曜日及び 年末年始</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開業時間	休業日	とれたて市場	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の 1月3日まで(以下 「年末年始」とい う。)		ファームレストラン トマトの木	午前11時から午後8時30分まで	年末年始	そばの家 名人亭	午前11時から午後8時30分まで	毎週木曜日及び年末 年始	手作りパン工房 麦 の家	午前10時から午後5時まで	毎週火曜日及び年末 年始	略			竹・わら細工伝承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及び 年末年始
名称	開業時間	休業日																																											
とれたて市場	3月から10月 まで	12月29日から翌年の 1月3日まで(以下 「年末年始」とい う。)																																											
	11月から2月 まで																																												
ファームレストラン トマトの木	午前11時から午後8時30分まで	毎週水曜日及び年末 年始																																											
そばの家 名人亭	午前11時から午後7時まで	毎週木曜日及び年末 年始																																											
手作りパン工房 麦 の家	午前10時から午後5時まで	毎月第1・第3火曜 日及び年末年始																																											
略																																													
竹・わら細工伝承館 竹の家	午前9時から午後9時まで	毎週月・水曜日及び 年末年始																																											
名称	開業時間	休業日																																											
とれたて市場	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の 1月3日まで(以下 「年末年始」とい う。)																																											
ファームレストラン トマトの木	午前11時から午後8時30分まで	年末年始																																											
そばの家 名人亭	午前11時から午後8時30分まで	毎週木曜日及び年末 年始																																											
手作りパン工房 麦 の家	午前10時から午後5時まで	毎週火曜日及び年末 年始																																											
略																																													
竹・わら細工伝承館 竹の家	午前10時から午後4時まで	毎週火・木曜日及び 年末年始																																											

旧	新						
<p>略</p> <table border="1" data-bbox="120 272 1095 387"> <tr> <td>みはらしファーム交 流促進施設</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>年末年始</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>2 略</p>	みはらしファーム交 流促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始	<p>略</p> <table border="1" data-bbox="1151 272 2130 387"> <tr> <td>みはらしファーム交 流促進施設</td> <td>午前9時から午後5時まで(た だし、お菜洗い場は、午前9時 から午後3時まで)</td> <td>年末年始(ただし、 お菜洗い場は、1月 から10月まで)</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>2 略</p>	みはらしファーム交 流促進施設	午前9時から午後5時まで(た だし、お菜洗い場は、午前9時 から午後3時まで)	年末年始(ただし、 お菜洗い場は、1月 から10月まで)
みはらしファーム交 流促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始					
みはらしファーム交 流促進施設	午前9時から午後5時まで(た だし、お菜洗い場は、午前9時 から午後3時まで)	年末年始(ただし、 お菜洗い場は、1月 から10月まで)					
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が特に使用を不相当と認めるとき。</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長等</u>が特に使用を不相当と認めるとき。</p>						
<p>(使用料)</p> <p>第10条 ドッグランの利用者は、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 ドッグランの利用者は、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>						
	<p><u>(利用料金)</u></p> <p>第11条 <u>お菜洗い場の利用者は、お菜洗い場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、利用料金の額を、別表第2に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、公益上特に必要と認められるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>5 <u>既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>						

旧	新								
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、<u>指定管理者</u>は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めたとき。</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第12条</u> 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、<u>市長等</u>は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長等</u>が特に必要と認めたとき。</p>								
<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>市長</u>がこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。</p>	<p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>市長等</u>がこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。</p>								
<p>(損害賠償の義務等)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>	<p>(損害賠償の義務等)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>								
<p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> 略</p>								
<p><u>別表</u> (第10条関係)</p> <p>略</p>	<p><u>別表第1</u> (第10条関係)</p> <p>略</p>								
	<p><u>別表第2</u> (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 1273 2130 1426"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">お菜洗い場</td> <td>市民(市内に住所を有する者。以下同じ。)</td> <td>1基1時間につき 200円</td> </tr> <tr> <td>市民以外</td> <td>1基1時間につき 600円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u> 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする</p>	名称	区分	利用料金	お菜洗い場	市民(市内に住所を有する者。以下同じ。)	1基1時間につき 200円	市民以外	1基1時間につき 600円
名称	区分	利用料金							
お菜洗い場	市民(市内に住所を有する者。以下同じ。)	1基1時間につき 200円							
	市民以外	1基1時間につき 600円							

旧	新
	る。

議案第9号関係資料(1)

伊那市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表第3 (第2条関係) その他の事務に係る手数料		別表第3 (第2条関係) その他の事務に係る手数料	
手数料を徴収する事務		手数料を徴収する事務	
手数料の額		手数料の額	
略		略	
9 国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定に基づく地籍調査に係る事務	略 その他の地籍調査成果の閲覧 1件につき 300円	9 国土調査法(昭和26年法律第180号)の規定に基づく地籍調査に係る事務	略 その他の地籍調査成果の閲覧 1件につき 300円
		<u>10 伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例(平成29年伊那市条例第 号)第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査</u>	<u>1件につき 180,000円</u>
<u>10 前各号のいずれにも該当しない証明</u>	1件につき 300円	<u>11 前各号のいずれにも該当しない証明</u>	1件につき 300円
備考 略		備考 略	

議案第9号関係資料(2)

伊那市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例参考資料

【参考】建築基準法（抜粋）

（特定用途制限地域）

第49条の2 特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

【参考】特定用途制限地域（小黒川スマートインターチェンジ周辺地域）において建築してはならない建築物の概要（別表関係）

建築してはならない建築物の概要	
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの
キャバレー、料理店その他これらに類するもの	建築基準法別表第2(ち)項第2号に掲げるもの
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	建築基準法別表第2(ち)項第3号に掲げるもの
危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場	建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げるもの
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	建築基準法別表第2(ぬ)項第1号に掲げるもの

特定用途制限地域区域図



議案第10号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～3 略</p> <p><u>4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>5 略</p>
<p>(収入の申告)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(収入の申告)</p> <p>第15条 略</p>

旧	新
<p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>2 前項に規定する収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3～4 略</p>
<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が<u>第6条第1項第3号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。</u></p>
<p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの期間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び<u>第4項並びに第31条第1項及び第3項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの期間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(収入状況の報告の請求等)</p>	<p>(収入状況の報告の請求等)</p>

旧	新
<p>第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条の規定による家賃の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第33条第3項の規定による金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。</p> <p>2～3 略</p>	<p>第36条 市長は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条の規定による家賃の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第33条第3項の規定による金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図る必要があると認められるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図る必要があると認められるときは、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項又は第33条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(管理代行者による管理)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 前項の規定により、管理代行者が公営住宅及び共同施設の管理を行う場合にお</p>	<p>(管理代行者による管理)</p> <p>第67条 略</p> <p>2 前項の規定により、管理代行者が公営住宅及び共同施設の管理を行う場合にお</p>

旧

この条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
略		
第36条第1項	市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条の規定による家賃の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第33条第3項の規定による金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の	管理代行者の理事長は、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の
略		

新

この条例の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
略		
第36条第1項	市長は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第3項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条の規定による家賃の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第33条第3項の規定による金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の	管理代行者の理事長は、第32条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求、第34条の規定による住宅のあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居の
略		

【参考】公営住宅法（抜粋）

（家賃の決定）

第16条 略

2～3 略

4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第28条第4項において同じ。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5～6 略